■2023年4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります。

《現在》

《改正後》2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率

大企業50%中小企業25%



月60時間超の残業割増賃金率

大企業、中小企業ともに50%

	1 か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1 か月の時間外労働 1 日 8 時間・1 週 40 時間 を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



2023年(令和5年)4月1日施行です。 不明な点は各労働基準監督署にお問い合わせください。

【問合せ先】富山労働局監督課 電話 076-432-2730